

ふちろとを知らう シリーズ⑬

文教菊池の人々(江戸期の人物篇)

天台宗僧・某(生没不詳)

江戸時代の文教の特徴として、地方の文教人たちの目が、自らの住む各郡内の地誌・歴史や伝承に注がれ、調査・記録されたことがあげられます。菊池地方では、天和元(一六八一)年に死去した隈府町の豪商宗善右衛門尉重次の「伝置」を、孫の宗四郎兵衛が、ほぼ五〇年後の享保十七(一七三二)年に「家伝」「宗氏之秘書」として「菊池温故」(『菊池温故』)や、渋江松石が寛政六(一七九四)年にそれを増補した『菊池風土記』があります。また近隣では『合志川芥』(通称・こうしせんかい)や安永元(一七七二)年の山鹿郡温泉郷住人風斜曾白坊著『鹿郡旧語伝記』などがあります。



『合志川芥』の写本(田尻瑞璃氏蔵)

これらの中で、肥後藩で「郡誌」のさがげともいえるのが『合志川芥』でしょう。昭和六(一九三二)年、合志芳太郎の尽力で出版された『改訂合志川芥』の序で、武藤虎太は「編者ノ名ヲ詳ニセズ。伝ヘ云フ、慶安年中(一六四八〜五二)天台宗ノ僧某ノ選ム所ニ係ル」と、編者が不詳であることを記し、さらに、その内容を「書中、合志家ノ系譜・所領等ヨリ、合志郡ノ山川・地理、町村・邑里、神社・仏閣、水利・土功、遺聞・伝説等ニ及ブマデ、細大漏ラズ所ナシ、悉ク信ズルコト能ハズト雖モ、亦一部ノ風土記ナリ」と紹介しています。

写真の『合志川芥』は、その奥付から、安永七(一七七八)年郷星子(合志郡大津町人)から「借請写納」、加々美為之允の蔵本となり、それを寛政三(一七九二)年統策之が借写、それが竹迫会所白井氏(和吉)の蔵本となっています。文政四(一八二二)年竹迫手永板井村の梶迫八兵衛が、それを借写、天保三(一八三二)年には猪目村の角右衛門が借り請け、その際田島村の伊牟田尚正が「亦借請写」したものであることが分かります。この「借写」こそが、当時の文教人たちの熱意の証でした。

(文責) 社会教育指導員 堤 克彦

市税などの徴税体制を強化!

市税や国民健康保険税の納め忘れはありませんか? 今年から、国の三位一体の改革に伴う税源移譲が行われ、このことから、自主財源の確保が重要となり、納税者の公平性を図るために、これまで以上に徹底した徴税体制が必要になりました。

今後は、滞納者に対し法令に基づき滞納処分として、不動産(土地・家屋)や自宅などの搜索による動産(電化製品・自動車・貴金属など)の差押えおよび公売を強化していきます。納期内の納税をお願いします。



タイヤロックによる差押え

なお、差押えを行った財産は、公売会やインターネット公売などを実施していきます。問い合わせ先 税務課徴税係 ☎(25) 72008

第1回 菊池市公売会を開催します

市税・国保税などの徴収のために差押えた家電製品や食器・日用品類などを、次のとおり公売します。購入を希望する人は、この機会にぜひ参加ください。

とき 10月23日(火) 午前10時から(開場・午前9時)

ところ 七城総合支所横 「七城公民館」2階大研修室

公売物件 家電製品、食器・日用品類、その他 ※詳細は、10/1回覧板の「公売会チラシ」を参照ください。

公売方法 入札 当日必要なもの

- ①印かん(認め印で可。法人の場合は代表者印)
- ②購入代金(入札金額および消費税)
- ③本人が確認できるもの(免許証、保険証など)
- ④委任状(代理人が入札する場合)

その他

- ・公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
  - ・公売前に滞納税が完納になった差押物件については、公売中止となります。
  - ・物件は、使用品が多く、キズなどがある場合がありますので、ご理解のうえ入札してください。
- ※今回の公売会のほかにも、Yahoo! 官公庁オークション(インターネットオークション)にも出品予定です。

問い合わせ先 税務課徴税係 ☎(25) 72008

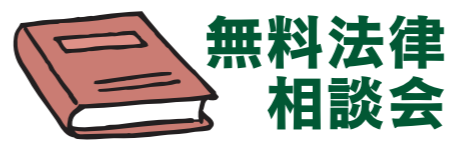
10月の「税」の納期限

問い合わせ先 税務課

- 国民健康保険税第4期
- 市県民税第3期

※口座振替を利用している人は、10月25日(木)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

平成19年度法の日週間



無料法律相談会

「法の日週間(10月1日から7日まで)」行事の一環として、下記のとおり無料法律相談会を実施します。

●無料法律相談会(山鹿市開催)

とき 10月15日(月) 午前10時~午後3時

ところ 熊本地方・家庭裁判所山鹿支部

相談担当者 弁護士、民事・家事調停委員、法務局職員

相談内容 民事・刑事の法律問題、サラ金・破産問題、離婚・相続等の問題、登記、人権問題など

問い合わせ先 熊本地方・家庭裁判所山鹿支部 ☎(44) 5141

●無料法律相談会(熊本市開催)

とき 10月15日(月) 午前10時~午後3時

※受付は午後2時30分まで

ところ くまもと県民交流館パレオ会議室1(熊本市手取本町8-9「鶴屋新館9階」)

相談員 裁判所、法務局の職員、弁護士

相談内容 裁判所職員による各種申立手続き相談など、法務局職員による登記、人権問題相談、弁護士による一般法律相談など

問い合わせ先 熊本地方裁判所総務課 ☎096(325) 2121 内線522

人権同和教育シリーズ⑲ 人を大切に思う気持ち

菊池南中2年 出口侑祐

テレビを見てみると、よく他人を殺したり、自殺したりする事件がニュースで流れてきます。最近では、小・中学生の犯罪も多くなってきたと聞いています。どうして人の命を奪ったり、せっかく生まれてきた命を自分から失ったりできるのでしょうか。

「人権って何?」とて親に聞いたら「生まれながらにして持つ人間としての権利で、他人を思いやり、大切に思う気持ち」と言われました。

人類みんなが、本当に人権意識を持って毎日を生きているなら、犯罪なんか起きないのではないのでしょうか。命の大切さが本当に分かっていたら、人を殺したり、自殺を考へたりしないのではないのでしょうか。人を大切にすること、命を大事にすることは、そんなに難しいことではないように思いますが、そんな簡単なことができていないから、殺人事件などが発生するのだと思います。

学校帰りや、買い物などで歩いていると、車いすに乗った人たちと出会います。白い杖を持った目の不自由な人もすれ違っています。僕は「不自由だろうなあ」とは感じますが、特に手を貸したりはしていませんでした。身体に障害があっても特別な目で見ないようになっています。でも、助けを求められたら、出来る限り力になりたいと思っています。

先日、ある手の不自由な高校生が高校野球の地区予選で先発ピッチャーとしてマウンドに上がった様子をテレビで見ました。7球投げて、他のピッチャーと交代しま

したが、それまで体に障害があるため、練習など他の選手の倍以上頑張ったそうです。手に障害がありながら、試合に出ることを目標として一生懸命頑張っている姿や、一緒に戦おうと応援している姿を見て、僕はとても感動しました。

また、パラリンピックの選手の頑張っている様子をテレビで何度も見て、勇気をもらいました。体に障害を持つ人は、本当に命の大切さを僕たちよりも遥かに理解しているのではないかと思っています。体は不自由でも、健康体の人より優しい気持ちを持ち、強い人間なのだと感じます。

家族も友だちも、僕の周りにいる人たち全員が大切な人たちです。僕自身の命をこれからも大切にしながら、人を大切に思い、差別をしないように心がけていきたいと思っています。

行政相談所

国や市の行政に関するお問い合わせが必要なことについて、相談はありますか? 総務省熊本行政評価事務所、菊池市、行政相談委員、弁護士が、住民の皆さんからの様々な相談をお受けします。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽に相談ください。

とき 10月30日(火) 午前10時~午後3時

※行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者です。国の行政に関する相談を受け付けています。今回の行政相談以外にも、行政相談委員が支所ごとに行政相談所を随時開催していますので、お気軽にお問い合わせください。

ところ 菊池市中央公民館会議室(菊池市隈府865番地) ※当日午前10時から会場へ先着順に受け付けます(事前予約は受け付けていません)。

※弁護士への相談は、先着8 ☎096(324) 1662 務所行政相談課



秋の行政相談週間 行政相談所開設

10月15日(月)から10月21日(日)まで、総務省による秋の行政週間が全国一斉に開催されます。菊池市でも、下記のとおり相談所が開設されます。行政に対するご意見や、苦情など何でもご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽に相談ください。

とき	ところ	行政相談委員
10月16日(火) 午前10時~正午	菊池市中央公民館	出口一仁(菊 西寺)
10月19日(金) 午前9時~正午	菊池市旭志太陽の家	森 保士(旭 新明)

問い合わせ先 総務課行政係 ☎(25) 7111 旭志総合支所総務振興課